

東浦町通学路交通安全対策担当者連絡会設置要綱

(設置)

第1条 東浦町内の通学路の安全対策について関係機関と連携して、児童生徒の安全な通学を確保するため、東浦町通学路交通安全対策担当者連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 児童生徒の安全な通学の確保に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が依頼する。

- (1) 半田警察署交通安全担当部局の職員
- (2) 愛知県道路管理部局の職員
- (3) 道路の維持修繕に関する事務、道路の改良に関する事務、交通安全施設に関する事務及び防犯施設に関する事務をそれぞれ所掌する課の職員
- (4) 町内の小中学校の代表者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 連絡会は、通学路に関する事務を所掌する課の長（以下「担当課長」という。）が会長となる。

- 2 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、連絡会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 連絡会の会議は、担当課長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて委員以外の者を連絡会の会議に出席させ、説明又は意見を聴取することができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会に関し必要な事項は、会長が連絡会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。